

■ 令和 2 年度 議会活性化特別委員会活動報告

1. 本特別委員会の令和 2 年度活動概要

開催回	開催年月日	活 動 内 容 等	備 考
第 11 回	令和 2 年 6 月 9 日	* 本会議のインターネット配信に関する協議 * 議会版 BCP に関する協議	
第 12 回	令和 2 年 6 月 23 日	* 本年度における委員会の活動計画に関する協議	
第 13 回	令和 2 年 7 月 17 日	* 議会基本条例の具体的な検証方法及びタイムスケジュールについての協議	
第 14 回	令和 2 年 9 月 25 日	* 議会基本条例の検証に関する協議	
第 15 回	令和 2 年 10 月 8 日	* 議会基本条例の検証に関する協議	
第 16 回	令和 2 年 11 月 6 日	* 議会基本条例の検証に関する協議	
第 17 回	令和 2 年 12 月 16 日	* 議会基本条例の検証に関する協議	
第 18 回	令和 3 年 1 月 28 日	* 議会基本条例の検証に関する協議 * インターネット映像配信に関する協議	
第 19 回	令和 3 年 2 月 10 日	* ラインワークスを活用した安否確認のテストについての協議	
第 20 回	令和 3 年 3 月 22 日	* 委員会活動中間報告についての協議	
	令和 3 年 3 月 24 日 (3 月定例会最終日)	◎委員会活動中間報告	

※第 1 回～第 10 回の委員会については、令和元年度に開催

2. 活動経過

本委員会で素案を作成し、検討を重ねた延岡市議会業務継続計画（BCP）が昨年 3 月に策定された。そのため、当該計画に明記した備蓄品の確保及び大規模災害等が発生した場合の電話や F A X の代替となるスマートフォンアプリを活用した連絡体制の構築に取り組んだところである。備蓄品については、各議員の自己負担により 3 日分の食料品等を含む備蓄品を購入し、有事に備える体制を整えた。また、スマートフォンアプリについても、有事ともいえるコロナ禍の最中でもあったことから、年度途中からラインワークスを導入し、2 月 26 日に災害時の安否確認の訓練を行った。なお、平常時においても会議等の日程調整や、スケジュール管理、緊急を要する連絡等の情報共有の手段として積極的に活用しているところである。

次に、令和 2 年 3 月定例会において「議会活動のインターネット動画配信を求める陳情」を採択したことから、YouTube を活用した本会議の動画の録画配信について協議、検討を重ね、令和 2 年 7 月より試行配信を開始し、これまで令和 2 年 3 月定例会から令和 2 年 12 月定例会までの本会議の全てを配信している。その後、本年 1 月に試行配信を

検証した結果、令和3年3月本会議の映像配信から本格的な運用とすることを決定した。

また、延岡市議会基本条例については、前回平成25年度に検証を行ってから約6年が経過していることから、改めて検証を行ったところである。

3. インターネット動画配信の検証

(1) 具体的な検証方法

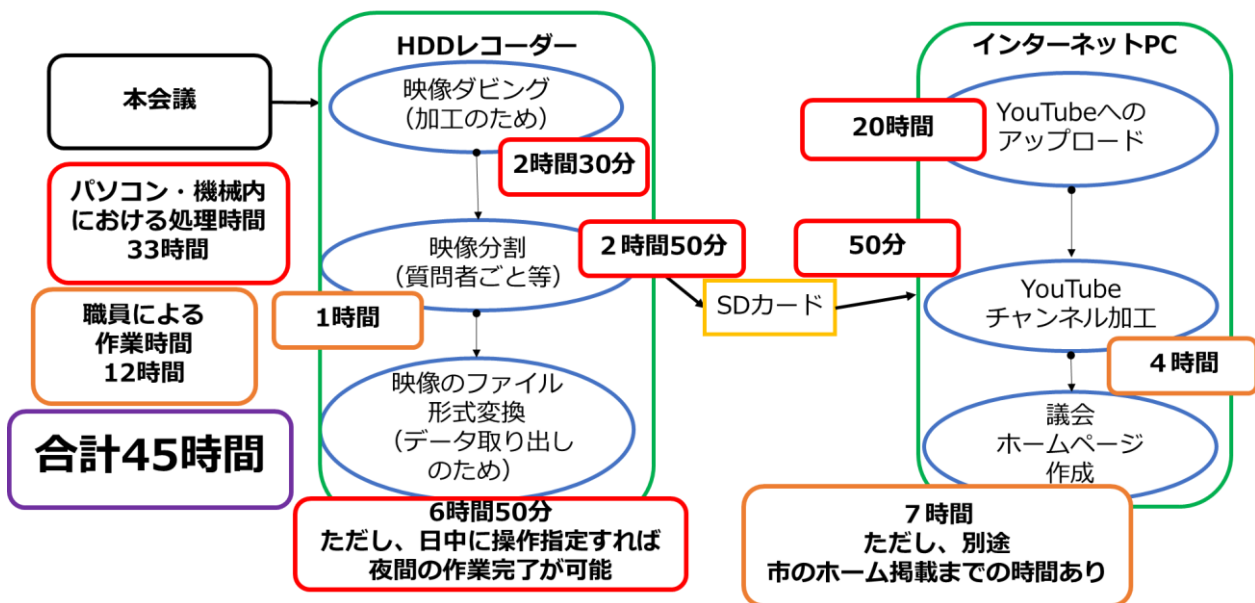
まず、令和2年3月定例会の本会議の動画を用いて、動画配信までの作業工程を明らかにし、動画の撮影、保存、加工、配信に至るまで、工程ごとに分割し、その作業量や作業時間等を細かく記録した。また、試行配信を行うことで、実際の配信において問題やトラブルが生じないか、追加の作業や行程が生じないかといった部分も含め所要時間を積み上げていった。その上でどのくらいの費用や、事務量があるか細かく検証しながら分析を行った。

また、県内各市において、本市を含む2市以外は、本会議のインターネット配信を行っていることや、動画配信に係る陳情を採択した経過などを考慮し、可能な限り早い時期に配信を行うという視点からも検証を進めていった。

(2) 検証結果

動画配信が無料でできるYouTubeを用いる形で検証を行ったところ、1回の定例会における事務作業時間は平均45時間であった。また、既存の設備や組織体制で、追加の投資を行わずに導入が可能との結果が得られたところである。詳細な作業内容や工程時間については、下記のとおりである。

工程時間（平均）



(3) 検証結果を踏まえた今後の動画配信の運用について

前記のような検証を行った結果、試行中に特段支障となるような事態も発生しなかったことから、令和3年3月議会から正式な運用開始とすることが決定した。

なお、定例会の運営に支障をきたさないために、開会日のみ（上程される議案の提案理由説明、施政方針、行政報告等）を、定例会会期中に公開することとする。その上で、一般質問以降の閉会日までの映像については、定例会閉会后2週間を目途に公開する運用とする。

なお、試行配信中の1年分の動画について、YouTubeの分析機能を用いて検証したところ、3月19日時点で、総視聴回数が3,343回、1つの動画の平均視聴時間は2分42秒であった。視聴回数及び平均視聴時間が、共に低い実績であることから、令和3年3月議会から正式な運用開始となる本会議の録画配信に合わせ、インターネット映像配信の存在自体を、議会だより等も含めて市民にさらなる周知を図ると共に、市のホームページ内での検索が容易に行えるようにすることが重要である。

4. 議会基本条例の検証

(1) 検証に当たっての基本的な考え方

延岡市議会基本条例第22条及び第27条には、継続的な議会改革の取り組みや、条例の実効性を高めていくための条例の検証とその結果に基づく必要な措置について検討することを規定している。

これらを踏まえ、各条項がこの条例の理念に適合したものであるかどうかを検討するとともに、条例に規定された条文の趣旨に則って、すでに構築されている様々な取り組みが適切に運用されているか、あるいは、いまだ条例の規定に基づく運用が十分に行われていないものがないかどうか精査しながら、検証作業を進めていった。

(2) 具体的な検証方法

検証作業に当たっては、条文ごとに、これまでの取り組み状況や実績等の現状把握を行ったうえで、課題や問題点を洗い出し評価を出し合うとともに、さらなる改革が求められる取り組み等についての検討を行った。これらを基に委員会で出された意見等を踏まえ、検証結果として、「条文に従いこれまで通り取り組む」、「条文に従い新たな取り組みを検討する」、「条文の改正を行う」、「その他」に分類していった。

(3) 各条文の検証結果

各条項		検証結果	検証結果の内容
第1条	目的	条文に従いこれまで通り取り組む	本条の規定は適切であり、議会基本条例の解釈や運用の指針としていく上で何も問題はないものと考えられる。
第2条	議会活動の原則と責務	条文に従いこれまで通り取り組む	本条の規定は適切であり、また、これまで、シティミーティングや政策提言議員協議会などの取り組みも行われているところである。
第3条	議員活動の原則と責務	条文に従いこれまで通り取り組む	本条は第2条を含め、いずれも地方分権が進む中であって、地方自治体における二元代表制のうち議事機関である議会及び議員に求められる役割を果たす上での基本的な事項を定めていることから、これらの規定は適切であると考えられる。
第4条	会派	条文に従いこれまで通り取り組む	会派は、議会制度や議会運営において大きな役割を果たしており、これらの規定や運用状況は適切であると考えられる。また、会派を代表して行う代表質問は、会派としての政策や理念を明らかにし、その見地から当局に対して見解を求めるものであるが、代表質問の意義や必要性については、本条の趣旨からも読み取れるものであるため、今後とも引き続き、実施していくものとする。
第5条	市民参加及び市民との協働	条文に従いこれまで通り取り組む	公聴会制度及び参考人制度については、案件の性格や取り巻く環境を考慮しながら、重要な案件等に対し、必要に応じて活用するものとする。 また、請願や陳情の提出者の意見陳述については、従来どおり、委員会を中心にその機会を設けるものとし、実施に当たっては、案件に対し、その都度必要に応じて当該委員会が判断するものとする。
第6条	議会活動報告会	条文の改正を行う	議会活動報告会は、議会での審議や調査の結果等を報告し、議会活動について市民に対する説明責任を果たすとともに、市民の意見や提案等を伺うことができるなど、双方向性を持った重要な広報広聴活動である。 現在、広報・広聴検討会議が主体となり、おおむね1年に1回、複数の地区の会場に分かれて議会活動報告会を行っている。なお、平成27年度からは、若年層との意見交換として九州保健福祉大学の学生と、また、平成28年度からは地元の県立高校生との意見交換を行っている。 そのような中、今年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議会活動報告会と若年層の意見交換の双方の開催を中止したところである。 条文においては、毎年1回以上定期的に開催しなければならないと明記されていることから、災害時や感染症拡大の状況などの非常事態においては開催しないことができるただし書きの規定を追加するのが妥当との結論に達した。
第7条	会議の公開	条文に従いこれまで通り取り組む	各委員会では、これまで、市民等から傍聴の申し出があった際には、市民の傍聴希望に沿うよう配慮してきており、全面公開と同様の運用がなされてきているところであり、今後とも、協議等の場を含め、その運営に支障がある場合を除き、公開していくものとする。

第8条	議会と市長等との関係	条文に従い新たな取り組みを検討する	<p>本条の第3項に規定する反問権に関しては、実績もある中で、実施のルール等を詳しく規定すべきであると考え、委員会の中でその内容について協議を行った。</p> <p>その協議の結果、条例に従う形で新たに反問に関する要領（案）を作成した。また、反問に至るまでの経過を検証し、既存の一般質問並びに議案に対する質疑の方法に関する要領において、議員は、質問時における対応として、質問内容が議員の一方的な主張とならないよう、特に自己の見解等を述べた場合は、答弁を必ず求めるものとするを追加して定めることとする。</p>
第9条	文書質問	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>文書質問に関しては、これまで、調査業務処理要領に基づく調査依頼としての形式で運用されているが、今後も引き続き、調査機能の必要性と重要性を認識することとする。</p>
第10条	議会審議における論点情報の整理	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>本条に関する現状として、本会議での一般質問における議員の発言等について、単に感想を求めるだけの質問や要望発言などが見受けられることが、定例会終了後に開催している議運の反省会において、指摘されている状況があるため、そういった事例をなくすようにすべきであるとの意見が出された。その意見を踏まえ、会派等においてそういった取り組みを徹底することとする。</p>
第11条	予算及び決算の審査	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>決算審査における「主要な施策の成果」について、内容の記載の充実を求める意見が多く出されたことから、平成29年度での決算審査から各事業における決算額の上に、当初予算額が記載している。今後も同様の取り組みを継続するものとする。</p>
第12条	議決事件	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>地方自治法の意図を踏まえると、議決事件の追加となるため、見出しを「議決事件」から「議決事件の追加」とした方がよいのではないかという意見が提出され種々の議論がなされた。その結果、名称の変更までは必要ないとの結論に達したところである。</p>
第13条	議会運営	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>開かれた議会を実現するため、議長を選出過程を透明化することを目的として、議長選挙を前に、現在、公の場である全員協議会において所信表明を行っているところであり、今後もその取り組みを進めていくものとする。</p> <p>また、重要な議案に対する議員の賛否の表明については、対象とする重要な議案についての判断を、あらかじめ協議するものとする。</p>
第14条	議員相互間の討議	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>条例制定後は、議会運営委員会で確認された運営基準を基に、常任委員会での議案審査を中心に議員間討議が実施されており、討議を取り入れることで、議員間における論点や争点が明確になり、より議案に対する認識を深めることができるとともに、議会活動報告会などにおける市民への説明も充実させることが可能となるなど、効果が上がっているところである。</p> <p>今後ともこれらの取り組みを継続するとともに、運用する中での課題を整理していくものとする。</p>
第15条	委員会の活動	条文に従いこれまで通り取り組む	<p>委員会が市内の団体と自由に意見交換を行う懇談会の開催については、例年、厚生教育委員会において実施され、シティミーティングとして開催している状況である。当該活動は、所管事務調査活動を補完・充実させるものであるため、今後とも、各委員会が必要に応じて、主体的・積極的に取り組んでいくものとする。</p>

<p>第16条</p>	<p>政策提言協議の場の設置</p>	<p>条文に従い これまで通り 取り組む</p>	<p>当局に対する政策提言は、議員あるいは会派として、一般質問や委員会審査の場等においても行われているが、これらに加え、市政に関する重要な政策や課題等については、議会全体としての共通認識及び合意形成を図るとともに、その結果集約された意見を議会全体の意思として政策提言していくことが必要である。 そのための具体的な取り組みとして、現在設置されている政策提言議員協議会は、設置されて以降、毎年度、市長に対して提言を行ってきている。また、組織体制の充実や、提言した内容についての翌年度以降のフォロー体制も図られるなど、これまでも数次の改善や環境整備が図られてきているため、今後も引き続き、その取り組みを進めていくものとする。</p>
<p>第17条</p>	<p>広報広聴</p>	<p>条文に従い これまで通り 取り組む</p>	<p>開かれた議会を目指し、これまで、議会だよりの発行やケーブルテレビ・コミュニティFMラジオを活用した一般質問の生中継、議会活動報告会、さらに、今年度はYouTubeによる本会議録画映像の試行配信などを実施してきているところである。 現在、広報・広聴検討会議を中心にこれらの活動の充実・強化が図られているところであり、現行のまま取り組むこととする。</p>
<p>第18条</p>	<p>議員の研修</p>	<p>条文に従い これまで通り 取り組む</p>	<p>議員は、その市民感覚を発揮するとともに、資質向上を図り、監視機能と政策提言能力を充実させる必要がある。 そのため、今後とも引き続き、効果的な研修会や講演会等に積極的に参加するとともに、必要に応じて議会自らも主催することにより、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>
<p>第19条</p>	<p>交流及び連携の推進</p>	<p>条文に従い これまで通り 取り組む</p>	<p>これまでも特定の行政課題等に対処するため、県内外の他の議会と種々の協議会等の設置や交流を図ってきているが、今後とも、共通課題に関する連携を図ることが当該課題の解決につながる場合には、その連携の方策を積極的に検討していくものとする。 また、広域連携による取り組みを円滑に実施するためには、通常から親密な関係を築いておくことも必要であるため、関係議会との合同研修への参加や交流も積極的に取り組んでいくものとする。</p>
<p>第20条</p>	<p>議会事務局の体制整備</p>	<p>条文に従い これまで通り 取り組む</p>	<p>議会が議員の政策立案能力の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に行うためには、その補助機関である議会事務局の調査機能や法務能力を充実することが必要である。 議会事務局では、これまでも、政策等の情報収集や事務局職員による各種研修等が行われてきているところであるが、今後とも、議会及び議員が、議会事務局を最大の補助者として十二分に活用していくことを強く意識し、活動していくものとする。</p>
<p>第21条</p>	<p>議会図書室</p>	<p>条文に従い これまで通り 取り組む</p>	<p>今後とも、最新の情報をストックするなど、図書室の整備・充実を図り、議会図書室を通じて得た情報を積極的に活用していくものとする。 また、議会図書室は、議員の調査研究のために設置されるものであるが、議会情報の宝庫ともいふべきところであるため、議員の利用に支障のない範囲内において、市民等の利用も推進していくことで、市民サービスの向上を図るとともに、議会への関心と理解を深めてもらうこととする。</p>

第22条	議会改革の推進	条文に従いこれまで通り取り組む	議会が市民からの信頼性を高め、市民との連携・協働を図っていくためには、常に議会運営に関する評価と改善を行いながら、議会改革について継続して取り組むことが重要であることから、これらの規定は適切であり、今後とも引き続き、推進していくものとする。
第23条	議員の政治倫理	条文に従いこれまで通り取り組む	市民に開かれた議会づくりへの取り組みは、議員に対する市民の信頼があってはじめて実現できるものである。そのため、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、今後とも延岡市議会政治倫理綱領の適切な運用に努めていくとともに、市民の代表者として、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し行動していくものとする。
第24条	議員定数	条文に従いこれまで通り取り組む	本条は、議員定数の改正について規定したものであり、委員会または議員が改正議案を提案する場合の考え方等を明らかにしているものである。これらの規定は適切であり条文に従いこれまで通り取り組むものとする。
第25条	議員報酬	条文に従いこれまで通り取り組む	本条は、議員報酬の改正について規定したものであり、委員会または議員が改正議案を提案する場合の考え方等を明らかにしているものであるが、これらの規定は適切であり、条文に従いこれまで通り取り組むものとする。
第26条	最高規範性	条文に従いこれまで通り取り組む	議会に関する他の会議規則や委員会条例等については、本条例との整合を図らなければならないこととされており、また、議員に本条例の理念を浸透させるため、一般選挙後や補欠選挙後の早い時期のほか、必要に応じ、本条例に関する研修を行うことが求められるなど、これらの規定は適切であると考えられる。
第27条	条例の見直し	条文に従いこれまで通り取り組む	本条例の実効性を確保するためには、市民の意見や社会情勢の変化を勘案しながら、必要に応じて、本条例の内容等についての検討を行い、その結果に基づいて必要な措置等を講じることが求められることから、これらの規定は適切であると考えられる。

(3) 検証結果総括

延岡市議会基本条例の検証については、まず平成26年度に1回目の検証を行っており、その際検討した事項も含めて当該条例に規定するものは、すでに実行し、実績が積み上げられているものが多い。そのような経緯もあり、今年度のような感染症の感染拡大といった緊急事態時を想定して、議会活動報告会の実施を規定する第6条において、議会報告会の開催の有無について、ただし書きを追加することとしたが、それ以外の条文の内容については、現時点では見直す必要はないものとの結論に達したところである。なお、第8条第3項に規定する反問権等、条例や関係例規等に基づく取り組みを運用する際には、条例の趣旨を活かすよう改善やさらなる検討が必要な点等について、意見が多く出された。今後は、それらの意見を基に、各種取り組みを推進し、条例の実効性をさらに高めていきながら、議会改革の歩みをより一層進めていく必要がある。

5. 今後の活動予定等

令和元年6月に設置した本特別委員会は、まもなく設置から2年を迎えるが、今後については、昨年度の実績や今年度の活動も踏まえ、まず本格的な運用となる本会議録画映像のインターネット動画配信の円滑な実施が行われているかの検証が必要であり、配信自体の市民等への更なる周知も必要である。また、延岡市議会業務継続計画（BCP）の観点から導入したスマートフォンアプリについては、平常時における活用や、実際の災害時等を前提とした情報共有の仕組みやルールづくりが重要と考える。さらに長期的には、5Gも含む高速通信環境の発展等も見込めるため、その視点も取り入れながら、ICT機器等の活用による、タブレット端末の導入、委員会のオンライン開催や録画映像の配信などを検討する必要がある。